

第4回岡山県各種商品小売業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和3年10月28日(木) 午後1時00分～

2 場 所

岡山市北区下石井1-4-1

岡山第2合同庁舎 3階会議室

3 出席者

公益委員 : 2人(欠席1人)

労働者側委員 : 3人

使用者側委員 : 3人

4 審議事項

最低賃金金額審議について

5 議事要旨

(1) 最低賃金金額審議について

岡山県各種商品小売業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

- ・ 連合のリビングウェイジ950円と各種商品小売業最低賃金880円との差額70円を3年間で達成するためには1年当たり23.33円の引き上げが必要となる。この金額に基づき23円を提示する。

【使用者側の意見要旨】

- ・ 今年9月の岡山県内百貨店売上げが昨年より10%程度減少するなど、経済状況が非常に厳しい中で苦渋の決断をして1円を提示する。

公益より再度金額提示の余地はないか尋ねたところ、労使双方が再検討し、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

- ・ 歩み寄りの金額として先ほどの提示額から1円引き下げた22円を提示する。

【使用者側の意見要旨】

- ・ 広島県の今年度改定額25円を踏まえ、歩み寄りの金額として先ほどの提示額から4円引き上げた5円を提示する。

(2) 公益から、金額差が非常に大きく、これ以上進展が見られないと判断したことを伝え、審議は次回に持ち越されることとなった。

6 配付資料

- ・意見要旨提出者名簿（労・使側）及び最低賃金についての意見要旨